

第 22 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 4 年 4 月 27 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 4年 4月 27日 (水) 14時03分～15時03分

●場所

茅室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件 |
| 日程第3 | 報告第2号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件 |
| 日程第4 | 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件 |
| 日程第5 | 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書審査の件 |
| 日程第6 | 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件 |
| 日程第7 | 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件 |
| 日程第8 | 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件 |
| 日程第9 | 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画決定の件 |
| 日程第10 | 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買
入協議要請の件 |
| 日程第11 | 議案第7号 現況証明願の件 |

●出席委員

1番	島部 亨	2番	敬松 穣治	3番	小寺 典子	5番	坂下 義晴
6番	早苗 裕典	7番	森田 文秀	8番	横溝 熱	9番	平林 浩哉
10番	谷口 栄治	11番	廣江 英幸	12番	後藤 和則	13番	西川 幹生
14番	相澤 研二	15番	浅井 隆久	16番	森本 敏彦	17番	浅野 博文

●欠席委員

4番 道下 勇治

●委員会に参与した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 竹川 恭史

●議事録署名委員

12番 後藤 和則 13番 西川 幹生

(14時03分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に12番 後藤委員、13番 西川委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題といたします。それでは、坂下現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告をお願いします。

○5番（坂下委員） 5番坂下。農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件。先に許可されました一時転用について、期間満了若しくは事業完了に伴い現地調査を実施しましたので報告する。

4月18日に現地調査委員会を開催しました。調査委員に敬松代理、西川委員、浅野委員、そして私、事務局より藤野局長、土田次長。午前9時に役場会議室で開会され、調査概要の説明を受けた後、次の件について現地調査を実施しました。

【番号1番朗読】

調査の結果、農地として復元していたことを認めましたので報告します。

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。平林あっせん委員長よりあっせんの結果について報告をお願いします。

○9番(平林委員) 9番 平林。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。

あっせん委員会を4月19日に開催しました。あっせん委員に、敬松代理、後藤委員、浅井委員、森本委員、そして私平林。事務局から藤野局長、竹川係長が出席しています。

当日は、午後1時30分から役場庁舎2階会議室7で事前の協議会を開催し、地区委員の説明のあと現地調査を行いました。

その後、午後3時30分からあっせん委員会を開催いたしました。それではあっせんの結果について報告します。

番号1番から番号3番についてはあっせんが成立しました。番号4番については、売買の申し出があり受け手の調整をしましたが、受け手の資金調達などに時間を要することからあっせんを打ち切り不成立となりました。詳細は議案のとおりです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田)

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号3番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号4番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号4番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号4番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号4番については原案のとおり決定します。

以上で議案第1号を終わります。

●日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは関連がありますので番号1番、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番、番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 私の方から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○1番（島部委員） 1番島部。ただ今事務局から説明のありました2件についてですが、いず

れも、市街地から北に向い祥栄橋を過ぎた左側、道道沿いの畠であります。申請地の北側、道道を挟んで東側も譲受人の経営地であります。隣接する農地の耕作者を含め周辺農業者の理解が得られる案件であります。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） それでは、番号順に採決を行います。まず、番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 相澤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（相澤委員） 14番相澤です。補足説明をします。申請地は、中伏古2線2号より東に入りすぐのところにある圃場です。この土地は、以前別な方に賃貸借していましたが、その方が離農した際に、隣接地を耕作している譲受人に対して賃貸借されていました。今回、譲受人に売買される申請となります。譲受人の畠の隣接地であり、周囲の農地や農業者に影響少ないと考えられます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号4番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 浅野委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○17番（浅野委員） 17番浅野。ただ今事務局から説明があった件ですが、先日現地調査を行いました。申請地は、市街地より西に約8km報徳地区にあります。この土地は、5年ほど前に農地法第3条許可により今回の譲受人に賃貸借していたもので、まだ期間中ではありますが、譲渡人に意向により売買となったものです。現在譲渡人のご家族が法人である譲受人のもとで

勤めており、これまでの経過から地域の農業者にも理解を得られる案件であります。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号4番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号5番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 平林委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（平林委員） 9番平林。ただ今事務局から説明があった件ですが、先日現地調査を行いました。申請地は、渋山の高台道路をまっすぐ南にいった左手にあります。この農地は、譲渡人が以前に購入された農地で、その後、譲渡人から子である譲受人に経営が移譲され現在に至っております。今回は、親から子への贈与であり、周囲への影響はないものとと思われます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号5番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第2号を終わります。

●日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。

番号1番についてですが、坂下委員本人に関する案件であります。農業委員会に関する法律第31条の規定により「議事参与が制限」されることになります。坂下委員には議事終了まで退席願いします。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

14時28分 (休憩)

14時28分 (再開)

○議長（島部会長） それでは休憩を解き会議を再開します。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明のあった案件について、担当委員であります平林委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（平林委員） 9番平林。先日現地調査を行いました。申請地は、貸人の自宅の南側、現在一時転用により砂利採取を行っている場所の北側になります。砂利が多い圃場であり、今回砂利を採取し起伏を調整することで使いやすい農地になることになり、問題のない案件であります。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め番号1番については原案のとおり決定します。なお、番号1番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり、準備が整い次第、芽室町農業委員会会长専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

以上で議案第3号を終わります。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

14時31分 (休憩)

14時32分 (再開)

●日程第8 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 休憩を解き会議を再開します。

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは 番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 西川委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（西川委員） 13番西川。4月16日に現地調査を行いました。申請地は、上伏古10線の20号より西に約500mのところ道路の左側にあります。現在の住宅が築後41年経過するとともに、まもなく後継者も就農し3世代で暮らすことになります。現在の住宅の西側で、耕作地との間に防風林もあるとともに、周囲は全て自作地であることから問題のない案件であります。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、番号1番については、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 西川委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（西川委員） 13番西川。前件と同様、4月16日に現地調査を行いました。申請地は、上伏古10線の20号より西に約500mのところ、道路の左側にあります。貸人が代表を務める農地所有適格法人へ使用貸借している農地ですが、既存宅地に隣接し、他の耕作地とは段差がある農地となっており、作業機の大型化などにより耕作しづらい農地となっているとともに、農作業機械の大型化による保管場所や収穫物の一時保管場所の確保など課題を解決するために今回の申請となりました。周囲は全て借人による作付け地で問題のない案件であります。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、番号2番については、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 西川委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（西川委員） 13番西川。先日、現地調査を行いました。申請地は、上伏古のセンターから東に約1kmにあります。申請者は、7年前に経営移譲し今日にいたっております。申請

施設は、かぼちゃの風乾や作業機械の保管に使用することとなります。申請地は自作地であり、周囲も全て自作地で問題のない案件であります。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号3番については、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号4番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 谷口委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○10番（谷口委員） 10番谷口。先日、4月8日に現地調査を行いました。申請地は、市街地より南に9.5km、10線道路のすぐ東側にあり、現在の住宅のすぐ西側となります。現在の住宅は築後30年近くになるとともに手狭になっています。申請者が代表を務める農産物収集荷会社関係のトラックも出入りもあり、既存宅地内では建設場所の確保ができずやむを得ず今回の申請となりました。周辺は全て自作地であり問題の内案件であります。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号4番については、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号5番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 谷口委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○10番（谷口委員） 10番谷口。前件と同じく4月8日に現地調査を行いました。申請地は、現在の住宅の南東側に隣接した農地となっています。近年の作業機械の増加や、さきほどもありましたが、申請者が代表を務める農産物収集荷会社関係の選別や選別後の仮置き、搬出トラックの経路等既存宅地内では確保ができずやむを得ず今回の申請となりました。周辺は全て自作地であり問題の内案件であります。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長）　ないものと認め、番号5番については、原案のとおり決定いたします。
以上で議案第4号を終わります。

●日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長）　次に、日程第9　議案第5号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは 整理番号1番から整理番号10番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川）　議案第5号　農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号1番から10番朗読】

○議長（島部会長）　それでは 整理番号1番から整理番号10番について一括して質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長）　以上で質疑を終わります。続いて番号順に採決を行います。まず整理番号1番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長）　異議のないものと認め、整理番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長）　次に整理番号2番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長）　異議のないものと認め、整理番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長）　次に整理番号3番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長）　異議のないものと認め、整理番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長）　次に整理番号4番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長）　異議のないものと認め、整理番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長）　次に整理番号5番について、原案のとおり決定することに異議ありません

か。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号6番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号6番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号7番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号7番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号8番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号8番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号9番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号9番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号10番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号10番について、原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第5号を終わります。

●日程第10 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買

入協議要請の件。 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、芽室町に対し買入協議を要請するものとする。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） 番号1番につきましては、先の報告第3号で報告がありました、あっせんが不成立となった案件であります。平林あっせん委員長より、説明をお願いします。

○9番（平林委員） 9番平林。ただいま事務局より説明がありました件ですが、4月19日にあっせん委員会で買い手の調整を行いましたが、報告第3号のとおりあっせんを打ち切り、あっせん不成立で終わっています。あっせん委員で協議した結果、これらの件については受け手が資金調達等の理由により速やかに買い入れる事が出来ないため、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と判断した案件でございます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第6号を終わります。

●日程第11 議案第7号 現況証明願の件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第7号 現況証明願の件を議題といたします。それでは、番号1番 から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第7号 現況証明願の件。次の者から現況証明願があつたので審議を求める。

【番号1番から番号3番朗読】

○議長（島部会長） 次に、坂下現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○5番（坂下委員） 5番坂下。4月18日に現地調査委員会が開催されました。調査委員は 敬松代理、西川委員、浅野委員、と私坂下、事務局より 藤野局長 土田次長が出席しています。午前9時より役場会議室で開催され事務局から調査概要の説明があつたのち現地地調査を行いました。

現地調査の結果、番号1番 番号2番 番号3番とも「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。まず番号1番について、現地調査委員長のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。
○議長（島部会長） 次に番号2番について、現地調査委員長のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。
○議長（島部会長） 次に番号3番について、現地調査委員長のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第7号を終わります。

○議長（島部会長） 本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば举手をお願いします。

【なし・・との声】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第22回総会を閉会いたします。

（15時03分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 4年 4月27日

議 長 (農業委員会会長)

会議録署名委員

会議録署名委員

